

平成30年度 第4回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 次第

日時：平成31年 2月18日（月）午後1時30分から

場所：佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室

1 開会

2 議事

- （1）平成31年度地域包括支援センターの運営方針について
- （2）地域密着型サービス事業所の公募に伴う選考について
- （3）第7期計画における取り組みと目標に関する評価について

3 閉会

平成31年度 佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）

目次

1	方針策定の趣旨	2
2	センターの目的	2
3	センターの設置及び体制	2
	（1）日常生活圏域の状況	2
	（2）センターの人員体制	3
	（3）センターの開設日	4
4	運営上の基本的方針	4
	（1）地域包括ケアシステムの構築	4
	（2）公益性の視点	4
	（3）地域性の視点	4
	（4）協働性の視点	5
5	業務共通事項の実施方針	5
6	地域包括支援センター業務の実施方針	6
7	評価の実施	7

1 方針策定の趣旨

この運営方針は、介護保険法第115条の47第1項に基づき、佐倉市から委託を受けて運営される地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の業務内容や運営方針を明確にするとともに、佐倉市とセンターが業務を円滑かつ効率的に実施することを目的に策定します。

2 センターの目的

センターは、地域高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置します。

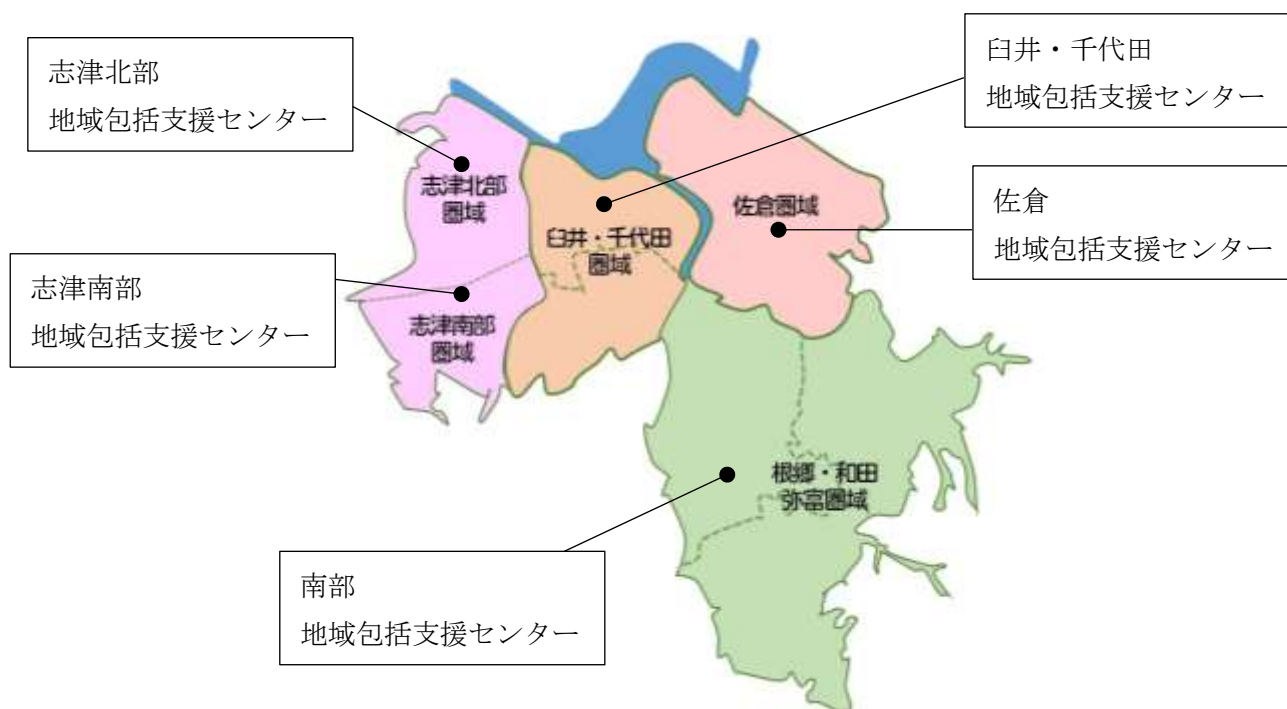
3 センターの設置及び体制

（1）日常生活圏域の状況

センターを設置する日常生活圏域及び担当地域の状況は、以下のとおりです。

日常生活圏域名	担当地域	人口 (人)	高齢者数 (人)	高齢化率 (%)	面積 (km ²)
志津北部圏域	上座、小竹、青菅、先崎、井野、井野町、宮ノ台、ユーカリが丘、南ユーカリが丘、西ユーカリが丘	40,863	11,854	29.0	10.27
志津南部圏域	上志津、上志津原、下志津、下志津原、中志津、西志津	35,942	10,875	30.3	8.25
臼井・千代田圏域	臼井、臼井田、臼井台、江原、江原新田、角来、印南、八幡台、新臼井田、江原台、王子台、南臼井台、稲荷台、生谷、畔田、吉見、飯重、羽鳥、染井野	41,179	13,325	32.4	18.56
佐倉圏域	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、鎗木町、新町、裏新町、中尾余町、最上町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、本町、樹木町、将門町、大蛇町、藤沢町、栄町、城内町、千成、大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、上代、高岡、宮前、白銀、鎗木仲田町	28,678	10,060	35.1	20.95
根郷・和田・弥富圏域	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、小篠塚、神門、木野子、城、石川、表町、大作、大崎台、山王、春路、馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、米戸、瓜坪新田、上勝田、下勝田、八木、長熊、天辺、宮本、高崎、坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、飯塚、内田、宮内、西御門、七曲	29,008	8,265	28.5	45.56
市全域		175,670	54,379	31.0	103.6

※人口は平成31年1月末現在



(2) センターの人員体制

6 (1) に掲げるセンター業務を実施するための人員体制は、以下の基準のとおりとします。

① 第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人未満の場合の基準

第1号被保険者 (65歳以上高齢者)	職種及び職員数		
	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等
概ね1,000人未満	3つの職種のうち1~2名		
1,000人~1,999人	3つの職種のうち2名		
2,000人~2,999人	1名	いずれか1名	
3,000人~5,999人	1名	1名	1名

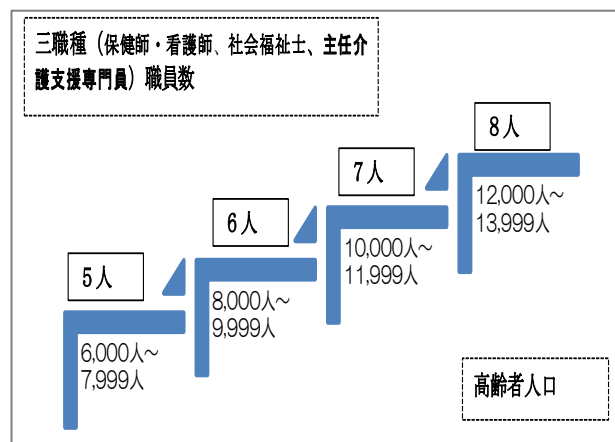
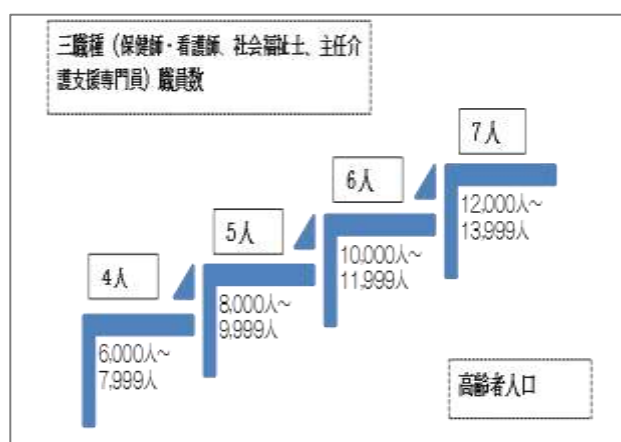
(佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例第3条)

② 第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人以上の場合

①の基準に加えて、圏域の高齢者人口及び面積を考慮し、以下のとおりとします。

A. 志津北部、志津南部、白井・千代田、佐倉圏域

B. 根郷・和田・弥富圏域



③ 各センターの業務実施のために必要な人員配置

センター名称	センター業務	一般介護予防事業・ 認知症施策推進事業等	生活支援体制 整備事業	合計
志津北部 地域包括支援センター	6	1	1	8
志津南部 地域包括支援センター	6	1	1	8
臼井・千代田 地域包括支援センター	7	1	1	9
佐倉 地域包括支援センター	6	1	1	8
南部 地域包括支援センター	6	1	1	8

(3) センターの開設日

- ① 時間 午前8時30分から午後6時まで
- ② 休業日 土曜日、祝日、12月29日から12月31日まで、1月1日から1月3日まで

4 運営上の基本的方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築

市は、第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することとしています。

センターは、地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、担当圏域ごとのニーズを的確に把握し、業務を実施します。

(2) 公益性の視点

- ① センターは、佐倉市の介護・福祉行政の一躍を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ② センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。

(3) 地域性の視点

- ① センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える「中核的な機関」であることから、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ② 地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等からの意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

（４）協働性の視点

- ① センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の職員全員が地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有し、連携及び協力して業務を実施します。
- ② 地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア、民生委員等の関係者との連携を図りながら地域包括支援ネットワークの充実に努めます。

５ 業務共通事項の実施方針

（１）事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、年間の事業計画を策定します。

（２）職員の確保

センターは、市が定める職員の配置基準の遵守に努め、適切な人員を確保します。

（３）職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術やケアマネジメントと技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めます。また、研修等で学んだ内容を全職員に共有することにより、職員全体のスキルアップを図ります。

（４）担当圏域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務

地域包括支援センターは、担当する区域が抱える地域特性や課題からそのニーズの把握に努め、適切かつ柔軟な事業運営を通して、地域資源の開発や地域課題解決に向けた施策提案を行います。

（５）苦情対応

センターに関する苦情等については、迅速かつ適切に対応します。また、その内容を記録し、全職員で共有するとともに、市に報告します。

（６）個人情報の保護

センターは、業務上で知り得た高齢者やその家族等の個人情報が、外部に漏れたり、業務の目的以外に使用されたりすることのないように、関係法令を遵守します。

（７）関係機関との連携

センターは、市の関係部署（高齢者福祉課、障害福祉課、社会福祉課等）と密接な連携を図ります。市は、センターへの連絡調整等を行う場として「地域包括支援センター管理者会議」を、困難ケースを検討する場として「事例検討会」を定期的に開催します。

また、市内設置のセンターが相互に連携することで、センターの運営水準を確保します。

この他、高齢者が介護や保健医療福祉、インフォーマルサービス等を有効に利用できるよう、介護事業者、医療機関、民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会等、多様な関係機関と緊密な連携を図り、協力関係を深めます。

（８）公正・中立性の確保

センターは、佐倉市の高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するなど公正・中立性の確保に努めます。また、運営費用が市民の介護保険料と公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

６ 地域包括支援センター業務の実施方針

（１）センター業務

① 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことをできるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

② 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のなる生活の維持を図ることができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。

ア 成年後見制度の活用促進

佐倉市成年後見センターと連携し、成年後見制度の普及に努めます。また、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者等に対して、適切な対応をします。

イ 高齢者虐待への対応

関係法令や市が定める「佐倉市地域包括支援センター高齢者虐待対応マニュアル」等に基づき、迅速かつ適切に対応します。

ウ 消費者被害の防止

佐倉市消費生活センター等の連携を図り、消費者被害の把握、未然の防止、問題の解決にあたります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、多職種相互の協働により個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援していく体制づくりを構築します。また、個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

（２）在宅医療・介護連携推進事業

市が中心となって、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が医療と介護のサービスを一体的に提供できるように、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

センターは、市が実施主体となり推進する当該事業に関し、市と協働して事業を推進します。

（３）生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進を図ります。

センターは、市が定める基準に基づき、生活支援コーディネーターを配置し、当該事業を推進します。

（４）認知症総合支援事業

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で生活ができるよう、医療・介護等のネットワークを活用しながら早期診断・早期対応に向けた地域支援体制を構築します。

センターは、市が定める基準に基づき、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを配置し、市と協働して取り組みを推進します。

（５）地域ケア会議推進事業

自立した日常生活を営むために必要な体制づくりの実施のために、地域ケア会議を行います。個別の地域ケア会議においては、自立支援に資するケアマネジメント支援について多職種等で検討することで、高齢者の尊厳ある生活が地域で継続できることを目指します。

また、個別の地域ケア会議の積み重ねから発見された地域課題を「地域ケア推進会議」で共有し、地域づくりや社会資源の開発に向けて取り組むことで政策形成へつなげます。

（６）介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業における考え方を正確に理解した上で、高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かして、住み慣れた地域での自立した生活を営めるよう、利用者の意欲や興味にも依拠しつつ「自立支援」のためのケアマネジメントを行い、それを実現するためのプランであることを利用者やその家族と共有します。

また、利用者や家族の声を聞くだけでなく、自立のための課題の見立てと的確なアセスメントを実施し、総合事業のみならず、インフォーマルサービスや地域活動への参加を組み合わせたプランを作成し、自立支援へとつないでいきます。

（７）一般介護予防事業

高齢者が要介護状態になることの予防やその状態の軽減、悪化を防止し、高齢者の生きがいのある生活を支援します。

また、住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が自主的・継続的に運営されるように適切な支援を行います。

さらに、地域で介護予防に関わる人材の育成や介護予防に取り組む団体の育成や支援を行い、介護予防の普及・啓発を推進します。

7 評価の実施

定期的にセンター評価を実施し、その結果を地域包括支援センター運営協議会に報告します。また、評価の結果を踏まえて、センターの運営方針を設定します。

平成 30 年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募の概要**1 目的**

第 7 期佐倉市高齢者福祉・介護計画に位置付けた地域密着型サービス事業所の整備にあたり、より質の高いサービスの提供が可能な法人を公平・公正に選考するために公募を実施する。

2 公募施設の概要

種別	定員	募集数
認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	18 名 (2 ユニット)	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	— (一体型、連携型どちらも可)	1
小規模多機能型居宅介護	29 人以下	1
看護小規模多機能型居宅介護	29 人以下	1

3 公募期間 平成 30 年 11 月 26 日から平成 30 年 12 月 28 日まで**4 応募手続** 応募事業者が、佐倉市のホームページに掲載された公募要領等を確認し、受付期間中に応募書類を市・高齢者福祉課に提出する。**5 応募資格**

- (1) 応募時点で法人格を有していること。
- (2) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- (3) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第 115 条の 1 第 2 項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (4) 所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、又は過去に法人及び事業所運営において重大な問題等を起こしていないこと。
- (5) 佐倉市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日佐倉市条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 3 号

- に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

6 応募事業者の審査

- (1) 第1次審査：高齢者福祉課において提出書類による審査を実施。
- (2) 第2次審査：高齢者福祉課において提出書類による採点を実施。事業者選考検討会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の検討会）において、事業者によるプレゼン、検討会委員によるヒアリング、質疑を実施し、採点。合計点をもって選考。

平成30年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募 応募法人の概要

申請者	法人名	株式会社マウントバード
	法人所在地	東京都大田区西蒲田7丁目12番2号
	設立年月日	平成16年2月2日
	代表者	代表取締役 服部 正高
事業提案の概要	事業種別	認知症対応型共同生活介護
	施設名	(仮称) グループホームさくらの家
	定員	18名(1ユニット9名×2ユニット)
	事業予定地	佐倉市寺崎北1丁目5番地1、1丁目5番地2
	都市計画の状況	市街化区域
	敷地面積	708.55㎡
	建築面積	259.60㎡
	延床面積	498.84㎡
	建物構造	木造

【参考】法人事業概要（運営中の事業）

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護
- ・通所介護（デイサービス）
- ・サービス付き高齢者向け住宅

佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準(認知症対応型共同生活介護)

資料 2 - 2

法人名 株式会社マウントバード

一次審査				二次審査（採点制）				
審査項目		審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
I 配置計画及び建設用地に関する事項								
1 適正配置								
	（１）都市計画との整合		—	都市計画との整合		市街化区域である。	10	10
						市街化区域内でないが市街地に隣接している。 （直線距離で100m未満）	0	
						市街化区域でなく市街地に隣接していない。 （直線距離で100m以上）	−10	
	（２）交通の利便性		—	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	10	10
						駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	0	
						駅・バス停から直線距離で500m以上である。	−10	
	（３）生活関連施設の整備状況		—	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い（全てが直線距離で500m未満）。	10	5
						公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない（いずれかが直線距離で500m以上）。	5	
						周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある（全てが直線距離で500m以上）。	−10	
2 建設用地								
（１）土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適	土地利用		埋蔵文化財包蔵地ではない（埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む）。	5	5	
						上記以外。		0
（２）防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適	—	—	—	—	—	
（３）給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適	給排水の状況		上水道、下水道に接続可能	10	10	
					上水道のみ接続可能	0		
					下水道のみ接続可能	−5		
					上水道、下水道に接続不可	−10		

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
(4) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、事業の継続に必要な長期間の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	5	0
					上記以外。	0	
(5) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適	—	—	—	—	—
(6) 道路事情	工専用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適	接続する道路の幅員		幅員6m以上の道路に接続	5	5
					幅員6m未満の道路に接続	0	
(7) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適	—	—	—	—	—
II 建物及び設備に関する事項							
1 基準への適合	佐倉市地域密着型サービス基準条例の基準を満たしている。	適	—	—	—	—	—

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
Ⅲ 運営に関する事項							
1 開設に当たっての法人の考え方							
(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取組	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。 高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	10	
(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。 佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	10	
(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。 虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。 苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	10	
(4) 職員確保		—			管理者（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	10	
(5) 職員資質の確保		—			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	10	
(6) 地域との連携		—			自治会など地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	10	
(7) 非常時への対応		—			敷地内に入居者が避難できるスペースが確保されているか。 非常用食料等の確保を含めた非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報連携体制が整っているか。また、従業員への周知及び定期的な避難、救出訓練の計画はあるか。	10	
(8) 医療ニーズ及びターミナルケアへの対応		—			利用者の医療ニーズ及びターミナルケアについて具体的・効果的な考えを有しているか。	10	
(9) 認知症ケアの方針		—			認知症ケアに関し、基本的な考え方や効果的な取組、計画を有しているか。	10	

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
2 人員基準	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適	—	—	—	—	—
			資格のある管理者の提案がある。		管理者の提案がある。	5	5
					上記以外。	0	
			資格のある計画作成担当者の提案がある		2名の提案がある。	5	5
					1名（介護支援専門員）の提案がある。	3	
					上記以外。	0	
3 設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	適	—	—	—	—	—
4 低所得者への配慮	低所得者の利用について配慮する見込みがあるか。	—	低所得者への配慮		低所得者の利用について配慮する計画がある。	5	0
					上記以外。	0	
5 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適	協力医療機関・協力歯科医療機関		協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未満である。	5	0
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0	
6 他の介護サービスの検討	今回、同時に他の介護サービス事業所を併設する計画があるか	—			定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を併設する計画がある。	10	0
					上記以外。	0	
IV 資金に関する事項							
1 自己資金							
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	5
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3	
					自己資金比率 10%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0	
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適	—	—	—	—	—
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適	—	—	—	—	—

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
2 借入れ							
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適	—	—	—	—	—
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適	—	—	—	—	—
V 法人の運営に関する事項							
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適	—	—	—	—	—
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適	—	—	—	—	—
2 法人の運営施設	既に認知症対応型共同生活介護を運営していること。	—	運営施設		認知症対応型共同生活介護を既に運営している。	5	5
					認知症対応型共同生活介護は運営していないが、他の介護保険サービスを運営している。	3	
					上記以外。	0	
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。	適	—	—	—	—	—
合計点						185	65

佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募（認知症対応型共同生活介護）採点表（最終）

法人名 株式会社 マウントバード

評価項目		提出書類 12該当箇所	評価ポイント	評価レベル	評価点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
二次審査ヒアリング以外				一	一	65	65	65	65	65	65
1	応募の動機について	1	・明確かつ適切な応募動機があるか。 ・高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 ↓ 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	6	6	5	8	8	6
2	計画内容	2, 3-(1)	・新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 ・新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。 ・佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 ↓ 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	6	6	5	8	8	7
3	利用者処遇	3-(2)～ 3-(7)	・利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。 ・虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。 ・苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 ↓ 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	6	5	4	8	10	8
4	職員確保	3-(8), 3-(9)	・施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 ・職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 ↓ 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	5	5	5	8	8	7
5	職員資質の確保	3-(8), 3-(9)	・職員育成計画に関する考えを有しているか。 ・研修受講等の体制等が整っているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 ↓ 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	5	7	7	9	10	10
6	地域との連携	3-(10)	・地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。 ・具体的な交流活動計画等を有しているか。 ・計画の実現可能性が高いか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 ↓ 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	5	7	6	7	8	9
7	非常時への対応	3-(12), 3-(13)	・敷地内に入居者が避難できるスペースが確保されているか。 ・非常用食料等の確保を含めた非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報連携体制が整っているか。 ・従業員への周知及び定期的な避難、救出訓練の計画はあるか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 ↓ 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	5	4	5	6	8	8
8	医療ニーズ及びターミナルケアへの対応	3-(11)	・利用者の医療ニーズへの対応及びターミナルケアについて具体的、効果的な考えを有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 ↓ 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	5	8	4	8	5	7
9	認知症ケアの方針	3-(11)	・認知症ケアに関し、基本的な考え方や効果的な取り組み、計画を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 ↓ 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	5	8	7	8	8	7
合計点						113	121	113	135	138	134
総合評価点						754					
得点率						67.93%		754 /		1110	

平成 3 1 年 2 月 1 8 日

佐倉市長 蕨 和雄 様

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会
会長 岩淵 康雄

平成 3 0 年度 地域密着型サービス事業所整備法人の公募に係る応募法人の選考について（報告）

標記の件について、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第 9 条第 3 号に定める事業者選考検討会を開催し、慎重に検討を行った結果を同要綱第 3 条第 7 号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業者選考検討会実施年月日
平成 3 1 年 1 月 3 1 日（木）
- 2 応募法人
株式会社マウントバード（認知症対応型共同生活介護）
- 3 選考法人
株式会社マウントバード（認知症対応型共同生活介護）
- 4 選考方法
一次審査（書類審査）及び二次審査（書類審査、プレゼンテーション）



介護保険事業（支援）計画の 進捗管理の手引き

平成30年7月30日

厚生労働省老健局介護保険計画課

はじめに

市町村は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を整えるべく、目標達成に向けた活動を継続的に改善し続け、保険者機能を強化していくことが求められています。

目標達成に向けた活動においては、適切な進捗管理が重要になります。例えば、介護保険事業(支援)計画に記載したサービスごとの見込量と実際の利用状況が乖離していた場合、新たな取組を加えなければ乖離が広がり、計画が形骸化してしまうおそれがあります。介護保険事業(支援)計画に記載したとおり取組を実施したとしても、その取組により地域課題が必ずしも解決しているとは限りません。したがって、市町村及び都道府県は、取組の進捗状況を確認しながら地域課題の改善程度や新たな課題を把握して、取組や目標の修正を検討する必要があります。

また、これまで、自治体においては、介護保険事業(支援)計画の策定年度においてのみ、高齢者等への調査や関係者へのヒアリング等により地域の現況を把握して課題の分析を行い、取り組むべき取組を設定するにとどまっているのが一般的でした。

そこで本手引きにおいて、市町村及び都道府県が、介護保険事業(支援)計画策定期以降に、介護保険事業(支援)計画に記載したサービス見込量や取組や目標を継続的に評価、分析し、その成果を公表するとともに、必要に応じて見直しを行うための標準的な手順や考え方を示しました。本手引きを参考にしつつ、地域の実情に応じた進捗管理に取り組んでいただきたいと思います。

平成30年7月30日
厚生労働省老健局介護保険計画課

1. 計画の進捗管理に活用できる3つの指標

実際に介護保険事業(支援)計画の進捗を管理する方法は、各自治体が決定するものですが、ここでは全国的に共通する3つの指標を紹介します。また、第2部以降は3つの指標ごとに、より具体的な方法を紹介します。

(1) 介護保険事業(支援)計画上のサービス見込み量等の計画値

介護保険事業(支援)計画には計画期ごとの各サービスの見込み量(利用者数、利用日数・回数等)が記載されています。これらの進捗状況を随時確認して、現状の実績値と計画値との間の乖離の程度を把握してください。

実績値が計画値を下回っている場合には、施設・事業所の基盤整備やサービスの普及等が想定どおり進んでいない可能性があります。逆に上回っている場合は、現在の保険料では給付費が賸えなくなるかもしれません。

地域包括ケア「見える化」システムの実行管理機能では、この実績値と計画値とを一元的に確認し、比較できます。

(2) 自立支援・重度化防止等の「取組と目標」

第7期の介護保険事業計画から必須記載事項が追加され、①(ア)被保険者の地域における自立した日常生活の支援、(イ)要介護状態等となることの予防又は(ウ)要介護状態等の軽減若しくは(エ)悪化の防止及び②介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策及びその目標(以下、「取組と目標」と表記します)に関する事項を定めることになりました。

同様に都道府県において、これらの取組と目標を支援するための取組と目標が第7期の介護保険事業支援計画から必須記載事項になりました。

さらに市町村は、これら取組と目標の達成状況を自己評価し、都道府県に報告することにより、都道府県は取組と目標の支援に係る取組とその目標の達成状況を厚生労働大臣に報告することとなっています。

これら取組と目標等として各自治体が設定した数値を活用して、介護保険事業(支援)計画の進捗を管理してください。

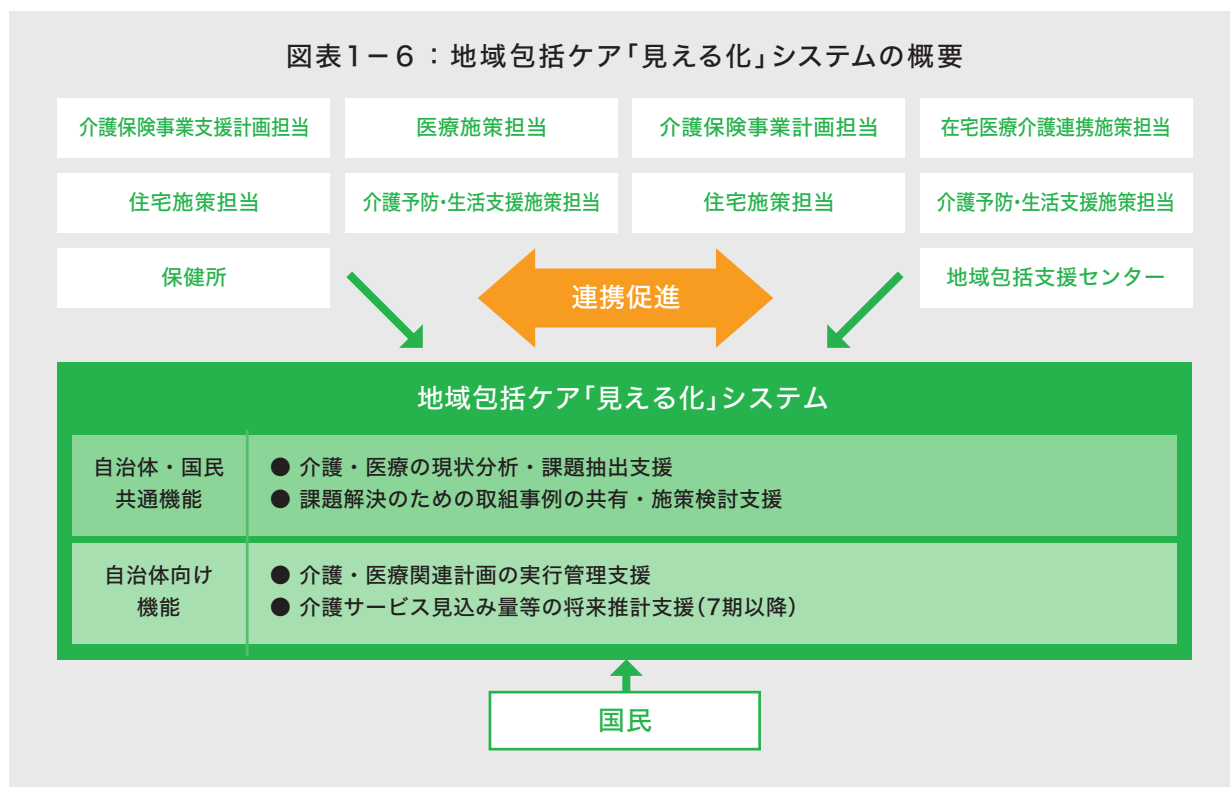
(3) 保険者機能強化推進交付金に関する評価指標

市町村の保険者機能を強化する一環として、保険者の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村等に対する財政的インセンティブの付与を行うことになりました。これは、市町村が行う自立支援・重度化防止等の取組を一層推進することを目的としており、これにより、市町村が積極的に地域課題を分析して、その実情に応じた取組を進めるとともに、その進捗状況について客観的に把握できるといったことを期待したものです。

市町村等に対する財政的インセンティブの具体的な指標については、例えば、地域包括ケア「見える化」システムの活用状況も含む地域分析の実施状況など、保険者の自立支援・重度化防止にむけた取組を後押しするようなものになっています。この各指標の達成状況は、単に交付金の算定指標とするだけでなく、介護保険事業(支援)計画の進捗を管理に活用し、保険者機能の推進に役立てることこそが重要です。

2. 地域包括ケア「見える化」システムの活用と役割

(1) 地域包括ケア「見える化」システムとは



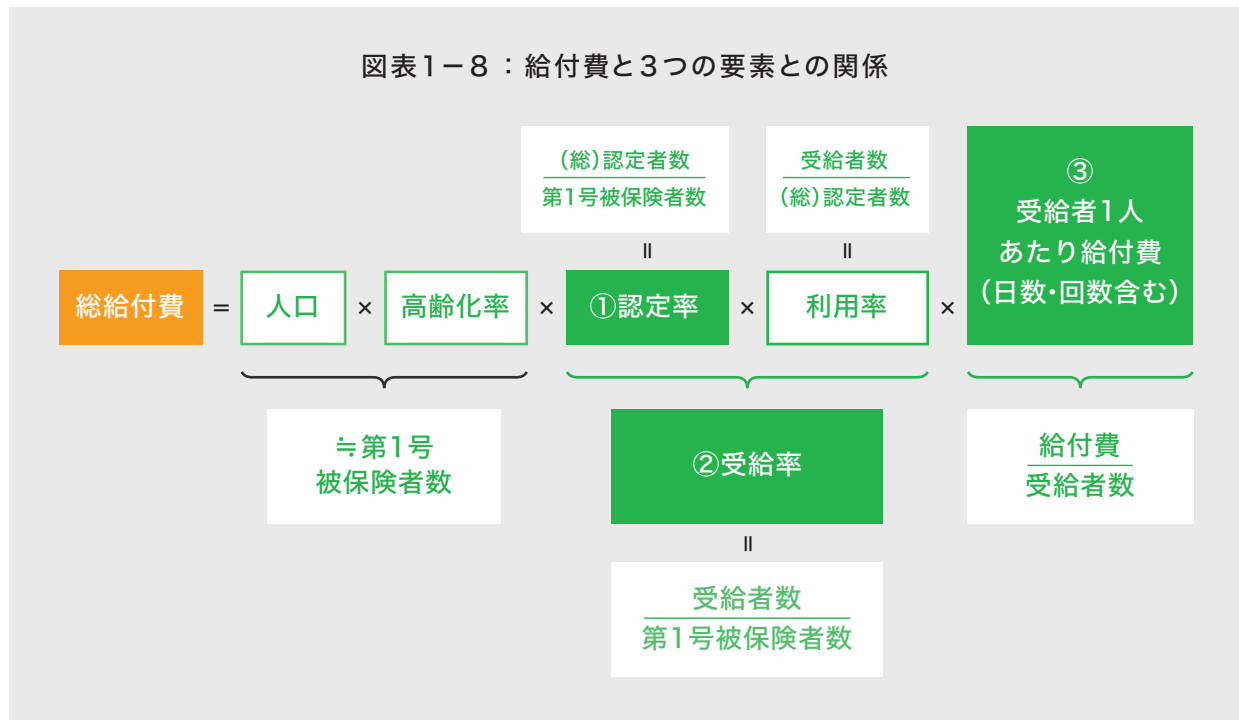
図表1-7：地域包括ケア「見える化」システムの主な指標

主な区分名	主な指標
人口と世帯の状況	●高齢化率 ●高齢独居世帯の割合 等
被保険者および認定者	●第1号被保険者数 ●認定率(要介護度別) 等
介護保険料	●第1号被保険者1人あたり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額 等
介護保険サービスの利用状況	●第1号被保険者1人あたり給付月額(要介護度別) ●受給率(要介護度別) ●受給者1人あたり給付月額 ●受給者1人あたり利用日数・回数(訪問介護) 等
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	●各種リスクを有する高齢者の割合
通いの場	●週1回以上の通いの場の参加率
医療	●後期高齢者1人あたり医療費と第1号被保険者数1人あたり給付月額 ●後期高齢者1人あたり医療費 ●受療率(入院)(年齢階級別) 等

地域包括ケア「見える化」システム(<https://mieruka.mhlw.go.jp/>)は、地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・二次医療圏・老人福祉圏・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有(「見える化」)するためのシステムです。地域包括ケア「見える化」システムには、市町村が認定率や介護給付費等の分析を行う際に必要となる指標が、数多く掲載されています。

(2) 給付費の3つの要素

介護保険運営の状況を分析するにあたり、給付費を軸に分析を行うことが有用です。給付費が発生する過程には、認定率や受給率等の様々な要素が関係していると考えられますが、給付費は図表1-8に示すように、複数の要素に分解できます。



給付費は「人口」×「高齢化率」×「認定率」×「利用率」×「受給者1人あたり給付費」の掛け算で成り立ちます。このうち「人口」×「高齢化率」の値は、概ね第1号被保険者数と見なせます。認定率は「認定者数」／「第1号被保険者数」、利用率は「受給者数」／「認定者数」、受給者1人あたり給付費は「給付費」／「受給者数」であり、受給率は「受給者数」／「第1号被保険者数」、つまり「認定率」×「利用率」です。

介護保険施策のみによって「人口」「高齢化率」に対応することは難しいため、「①認定率」、「②受給率」、「③受給者1人あたり給付費」の3つの指標に焦点を当て、地域の特徴を分析するとよいでしょう。これら3つの指標を全国平均等と比較して地域の特徴を把握する方法については、「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引き」*1を参照してください。

*1 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000169786.html>に掲載

1. 取組と目標が必須記載事項になりました

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)において、市町村介護保険事業計画の必須記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策(以下、「取組」という。)及びその目標に関する事項を定めることとされました。

また、都道府県介護保険事業支援計画の必須記載事項としても、上記の市町村の取組等への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策及びその目標に関する事項を定めることとされました。

2. 取組と目標の評価と報告

市町村は、これら取組と目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、その評価の結果を公表するよう努めるとともに、都道府県知事に報告することとされました。また、都道府県は、市町村による取組等への支援に関し都道府県が取り組むべき施策の実施状況及びその目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、その評価の結果を公表するよう努めるとともに、管内市町村の評価の結果とともに厚生労働大臣に報告することとされました。

3. 自己評価シート

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）	
タイトル：	記入箇所

現状と課題

記入箇所

第7期における具体的な取組

記入箇所

目標（事業内容、指標等）

記入箇所

目標の評価方法

● 時点

☐ 中間見直しあり

☐ 実績評価のみ

● 評価の方法

記入箇所

取組と目標に対する自己評価シート

年度： 記入箇所

前期(中間見直し)

実施内容

記入箇所

自己評価結果

記入箇所

課題と対応策

記入箇所

後期(実績評価)

実施内容

記入箇所

自己評価結果

記入箇所

課題と対応策

記入箇所

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
現状と課題	
佐倉市の総人口は、平成２３年以降若干減少傾向に転じているなか、高齢者人口は増え続け、平成２９年９月末の高齢化率は２９．９％と全国平均を上回っており、平成３２年には３１．９％に、平成３７年には３３．７％に上昇し、全人口の３分の１を超える割合となる。この人口減少・高齢化に伴い、高齢者の単独世帯の増加、認知症高齢者数の増加、要支援・要介護認定者数の増加などが見込まれている。	
第７期における具体的な取組	
（１）介護予防の総合的な推進（介護予防の普及啓発、生きがいや役割を持って活動できる通いの場が充実していくような地域活動の支援、地域の担い手による多様な生活支援サービスの体制の充実と地域ネットワークの構築など） （２）認知症にやさしい佐倉の推進（認知症の理解を深めるための普及啓発、認知症の人と介護者を支えるネットワーク強化、認知症の人とその家族の視点を重視したやさしい地域づくりなど）	
目標（事業内容、指標等）	
「（１）介護予防の総合的な推進」 ○介護予防普及啓発事業 介護予防教室・講演会・イベント・出前講座の実施、パンフレット作成・配布による普及啓発、佐倉ふるさと体操・佐倉わくわく体操等による住民運営の場の充実を図る。（介護保険法第１１５条の４５第１項第２号） ・介護予防教室等（低栄養予防教室、骨粗鬆症予防教室、頭すっきり若返り教室、脳活倶楽部など）の開催：１，３５０回 ・講演会の開催：２回 ・佐倉わくわく体操会の開催支援：１５団体 ○地域介護予防活動支援事業 地域において介護予防活動が広く実施されるように、その中心となる介護予防ボランティア（介護予防リーダー、認知症予防活動支援員、教室サポーター、佐倉わくわく体操サポーター）を養成するための研修会等を実施する。また、住民が主体の介護予防活動に取り組む団体に補助金等で支援する。（介護保険法第１１５条の４５第１項第２号） ・介護予防ボランティア登録者：２１０人 ・地域介護予防活動支援事業補助金の交付：６７団体 ・週１回以上活動する通いの場：１００ヵ所	

○介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスの提供に加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実を図る。

- ・住民主体による生活援助サービス提供団体への補助：4団体
- ・法人と住民が共同しておこなう通所型サービス団体への補助：2団体

○介護予防・生活支援サービスの体制整備

さまざまな担い手によるサービス体制を構築していくために、協議体を設置し、地域の中での課題や不足する資源について、課題解決や資源開発に向けた検討をおこなう。

- ・協議体の開催：20回

「(2) 認知症にやさしい佐倉の推進」

○認知症の理解を深めるための普及啓発

認知症に関する正しい知識や接し方などを学び、認知症の人とその家族を地域であたたかく見守る認知症サポーターを養成する講座を開催する。また、認知症が疑われる場合に、適切かつ早期に対応するための知識の普及に努める。

- ・認知症サポーター養成講座の開催：50回
- ・認知症サポーター受講者：2,000人

○認知症の人と介護者を支えるネットワーク強化とやさしい地域づくり

認知症の早期診断、早期対応をおこなうために、支援する関係者間が連携して、状態に応じた適切なサービスを提供する体制を強化する。

また、各地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、日常生活圏域ごとのオレンジカフェの開催や、認知症高齢者声かけ訓練の実施など、認知症のかたとその家族が暮らしやすい地域づくりを進める。

- ・認知症初期集中支援チーム：5カ所
- ・認知症地域支援推進員の配置：5人
- ・オレンジカフェ開設：9カ所

目標の評価方法

● 時点

☐ 中間見直しあり

☒ 実績評価のみ

● 評価の方法

各事業の実績や実施状況を、計画の進捗管理を所掌する「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」へ報告し、懇話会委員からの意見を踏まえて評価を取りまとめ、今後の事業や施策への反映を目指す。